

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働
省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴
う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中
小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）
要綱について



厚生労働省発基0805第4号

平成27年8月5日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱」について、貴会の意見を求める。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

(中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係)

第一 中小企業退職金共済法施行令の一部改正

独立行政法人勤労者退職金共済機構に設置される資産運用委員会の委員に任命することができる教育公務員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)とすること。

第二 施行期日

この政令は、平成二十七年十月一日から施行すること。

平成 26 年 12 月 16 日

独立行政法人改革に関する中小企業退職金共済制度の見直しについて（抄）

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「平成 25 年閣議決定」という。）等を踏まえ、中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）における資産運用に係るリスク管理体制の整備及び事務の効率化を図るため、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 資産運用に係るリスク管理体制の整備

(1) 資産運用委員会の設置

- 中退共において、かつて多額の累積欠損金が生じる状況があったことを踏まえ、機構の資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備することが、平成 25 年閣議決定において求められた。
- このため、経済・金融の有識者その他学識経験を有する者から厚生労働大臣が任命する委員により構成される資産運用委員会を設置し、資産運用の重要事項に関して審議を行うほか、機構の資産運用業務を監視する等の業務を行うこととする。
なお、当該委員に機構の資産運用業務の利害関係者が就任するなど当該委員会の公正性に疑念を持たれることのないよう、必要な措置を講じることとする。
- この資産運用委員会の運営を含め、機構の資産運用については、中退共の制度趣旨を十分に踏まえた上で、掛金を拠出している事業主や退職金を受給する労働者といった制度利用者の意向が反映される形で、安全かつ効率的に行うことが求められる。

(略)

資産運用委員会の設置

参考2

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備するため、厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会が、資産運用の重要事項に係る審議等を行うこととする。

